

日野川水系 川マップ 2026



写真提供：高橋勇夫氏（たかはし河川生物調査事務所 所長）

鳥取県漁業調整規則・日野川水系漁業協同組合の遊漁規則 一部抜粋

全長等の制限 〈調整規則第36条、第40条〉

水産動物	採捕してはならない大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	全長15センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川）
うなぎ	全長30センチメートル以下

※ 内水面において、あまご（さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ（さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

禁止期間等 〈調整規則第40条、*遊漁規則〉

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ 	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで * 11月1日から翌年1月31日まで (右記区域については再解禁しない)	内水面 * 米子市車尾における車尾堰から下流の区域
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
さけ	1月1日から12月31日まで	内水面
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで	内水面
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで	内水面

その他禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、ブラックバス等の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止。 [指示開始の日:平成24年11月1日]
コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、コイの放流を禁止。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合等を除く。 [指示期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで] ※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第34条、第37条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法
刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。右記同じ。)、敷網、地びき網、船びき網、えびこぎ網、手操網、ふくろ網、投網(さくらます又はさつきますをとることを目的とする場合に限る。)、えり ※漁業権又は組合員行使権、遊漁規則に基づいて採捕する場合を除く。
水中に電流を通じてする漁法 潜水器(簡易潜水器を含む。)
かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにをとる場合に限る。)
水中において照明を利用してする漁法 びんづけ漁法 瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。)
ふなや(岸辺その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。)
鵜(う)使い(鵜を利用して採捕する漁法をいう。)
鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。)
はねかわ(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた系又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)
あゆなぐり(竹、木その他これに類するもの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)
いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)
上り瀬 (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに又は下り瀬 類するものを設置して採捕する漁法をいう。)

〈遊漁規則〉

* 日野川水系漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、あゆ、こい、やまめ(さくらます含む。)、あまご(さつきます含む。)、いわな、にじます及びうなぎです。

・日野川水系において、さお釣、手釣、徒手採捕、たも網、投網、地びき網、川舟、いかだ(これに類するものを含む。)、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱、つけ針以外の方法で、遊漁をしてはならない。

ただし、下記※1、※2とする。また、以下の漁具又は漁法を用いる場合、その規模及び期間は記載の範囲内とする。

漁具又は漁法	規模(期間)
たも網	網目2センチメートル以上(1月1日から12月31日まで)
投網	網目2センチメートル以上(1月1日から12月31日まで)
地びき網	網目6センチメートル以上(11月1日から翌年3月31日まで)
川舟	総トン数1トン以下の無動力船(8月1日から翌年6月30日まで)
いかだ(これに類するものを含む。)	(8月1日から翌年6月30日まで)

※1 やまめ(さくらます除く。)、あまご(さつきます除く。)、いわな、にじますについては、さお釣及び手釣に限り採捕可能。

※2 うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱及びつけ針(※R8.6.1~さお釣、手釣も可)に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱又はつけ針を用いてはならない。

遊漁証取扱先一覧

番号	取扱先	郵便番号	住所	電話番号
①	ひらい美容室	689-5211	鳥取県日野郡日南町生山160-21	0859-82-0648
②	瀬田匡志	689-4527	鳥取県日野郡日野町安原466	0859-72-1770
③	プロスパークウダ(釣具店)	689-4522	鳥取県日野郡日野町本郷432-1	0859-72-1688
④	道の駅 奥大山	689-4431	鳥取県日野郡江府町佐川908-3	0859-75-3648
⑤	ご当地ファーム山の駅 大山望	689-4213	鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷1801	0859-62-7577
⑥	鮎小屋 かわかみ	689-4131	鳥取県西伯郡伯耆町吉定822	090-8167-9512
⑦	盛永淳	689-4133	鳥取県西伯郡伯耆町吉長破更174-4	090-3637-3297
⑧	ワタベ釣具店	683-0041	鳥取県米子市茶町53	0859-22-3596
⑨	釣研加藤	683-0853	鳥取県米子市両三柳860-4	0859-29-9424
⑩	かめや釣具米子店	683-0802	鳥取県米子市東福原8-26-28	0859-37-6600
⑪	ポイント米子皆生店	683-0003	鳥取県米子市皆生5-7-11	0859-22-1151
-	ポイント鳥取店	680-0911	鳥取県鳥取市千代水1-142	0857-23-6901
-	ポイント松江南店	690-0012	島根県松江市古志原3丁目1-10	0852-60-1161
-	ポイント岡山西バイパス店	700-0951	岡山県岡山市北区田中625-1	086-805-6761
-	清竿堂	718-0003	岡山県新見市高尾358-5	0867-72-7850
-	タイム 総社店	719-1131	岡山県総社市中央5丁目1-101	086-690-2301
-	やすだ釣具	700-0051	岡山県岡山市北区下伊福上町16-4	086-255-0005
-	(株)中国漁具	708-0884	岡山県津山市津山口238-5	0868-23-8211
-	つり具のわたなべ 平井店	703-8282	岡山県岡山市中区平井4-24-36	086-277-1164
-	ツリグヤ瀬戸店	720-0838	広島県福山市瀬戸町大字山北343-1	084-999-0482
-	(有)フィッシングショップぬまた	727-0004	広島県庄原市新庄町368-1	0824-72-1767
-	パゴス本店	731-0102	広島県広島市安佐南区川内6-8-3	082-879-1830
-	Pureland	634-0033	奈良県橿原市城殿町400-1	0744-21-2306

○:おとりアユ販売あり

※ 番号記載の取扱店については、裏面地図内にも記載しています。

※ 取扱店に変更のある場合があります。最新の情報については、漁協のホームページ等でご確認ください。

【規則等に関するお問合せ先】

日野川水系漁業協同組合
鳥取県米子市熊党410
☎ 0859-27-3257
✉ hinogawagyokyou@ybb.ne.jp



ホームページはこちら

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
☎ 0857-26-7318・7339
✉ gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp



ホームページはこちら

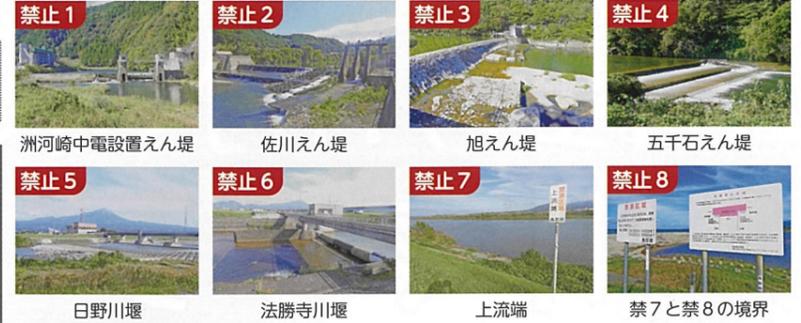
禁止区域等 (調整規則第39条第2項、第41条)		禁止期間
日野川水系にかかる河川禁止区域		
禁1	日野郡江府町大字河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの水域	1月1日から12月31日まで
禁2	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流18メートル、下流80メートルの水域	
禁3	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流18メートル、下流360メートルの水域	
禁4	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル、下流150メートルの水域	1月1日から5月31日まで
禁5	米子市古豊千における日野川堰上流端から上流36メートル、下流360メートルの水域	2月1日から6月30日まで 及び9月26日から11月10日まで
禁6	米子市観音寺における法勝寺川堰上流端から上流18メートル、下流180メートルの水域	
禁7	〈日野川尻〉 次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度27分1.8秒東経133度22分12.3秒の点 イ 北緯35度26分58.9秒東経133度22分26.5秒の点 ウ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 エ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点	2月1日から6月30日まで 及び9月26日から11月10日まで
禁8 (海面)	〈河口付近〉 次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度27分27秒東経133度22分16秒の点 イ 北緯35度27分29秒東経133度22分17秒の点 ウ 北緯35度27分25秒東経133度22分39秒の点 エ 北緯35度27分23秒東経133度22分39秒の点 オ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 カ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点	3月1日から5月31日まで

※禁止8は海面の禁止区域です。海面と内水面の境界にご注意ください。

※禁止7と8についてはこちらをご覧ください。



日野川禁止7,8



アユ友釣り専用区 (遊漁規則)		禁止漁具・漁法	期間
友1	西伯郡伯耆町吉定の蚊屋堰下流端から2,900メートル下流の同町遠藤の排水樋門までの区域	・漁具 ルアー及びリール付き竿 ・漁法 さお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法	6月1日から 9月25日まで
友2	西伯郡伯耆町庄の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域		
友3	日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲崎橋下流端までの区域		
友4	日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
友5	日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
友6	日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上管及び福長の諏訪橋下流端までの区域		



規則を守りましょう
本マップに記載の鳥取県漁業調整規則の規定に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています。ご注意ください。

遊漁を楽しまれる方へのお願い
ルールを守り、マナーを忘れず、誰もが気持ちの良い、綺麗な川にしましょう! 遊漁者様へお願い



上流端：生山橋 下流端：諏訪橋

- マップ内日野川遊漁証取扱先
- ひらい美容室
 - 瀬田匡志
 - プロスパーウダ(釣具店)
 - 道の駅 奥大山
 - ご当地ファーム山の駅 大山望
 - 鮎小屋 かわかみ
 - 盛永淳
 - ワタベ釣具店
 - 釣研加藤
 - かめや釣具米子店
 - ポイント米子皆生店
- 囲み取扱先 ⇒ おとりアユ販売あり

※最新の情報については、日野川水系漁協のホームページ内で確認、若しくは直接漁協にお問い合わせください。(全取扱先はマップ表側に記載)

遊漁料一覧 (令和8年1月現在)			
水産動物の名称	漁具又は漁法	期間	遊漁料(円)
あゆ、こい やまめ(さくらますを含む) あまご(さつますを含む) いわな、にじます	さお釣及び手釣	年間	9,000
			(女性) 4,500
		R8.5.31まで	* (70歳以上の県内者) 500
			R8.6.1から (75歳以上の県内者) 2,000
(中学生・高校生)	1,100		
	(手帳所持の身体障害者)	2,000	
あゆ、こい、さくらます さつます、うなぎ	地びき網 川舟及びいかだ 徒手採捕・たも網・投網 (さお釣、手釣併用可)	年間	3,300
			(女性) 1,650
あゆ、こい、さくらます さつます、うなぎ	うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針 (穴釣(※R8.6.1〜穴釣、さお釣、手釣)併用可)	年間	60,000
			一隻 33,000

※:R8.5.31までは交付日から無期限。
◆:うなぎについては、R8.5.31までは、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣併用可)、R8.6.1からは、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣、さお釣、手釣併用可)で採捕できます。
※上記の記載事項についての最新情報、ご不明な点は、直接漁協の方へお問い合わせください。